

## 例会の開催日、変更、取消

例会の開催日、変更、取消については、標準ロータリークラブ定款第 6 条で、次のように定められています。

### 第 6 条 会合 第 1 節 例会

#### (a) 日および時間。

本クラブは、毎週 1 回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

#### ※福島ロータリークラブ細則 第 5 条 会合 第 2 節より

本クラブの毎週の例会は木曜日 12 時 30 分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。(後略)

#### (b) 会合の変更。

但し、正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

#### (c) 取消。

例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1 年に 4 回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが 3 回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

---

日本国内のクラブについては、以下の補足に従うこととなっています。

- 1) 1 年に 4 回を上限として任意で例会を取りやめることができる。
- 2) 国民の祝日 (=カレンダー上赤くなっている日) と例会日が重なる場合、この例会を 1) の回数制限とは別に休会とすることができる。
- 3) 12 月 31 日～1 月 3 日の期間に例会日が重なる場合、この例会を 1) の回数制限とは別に休会とすることができる。
- 4) 一般的なお盆休みの期間中、任意の例会 1 回を 1) の回数制限とは別に休会とすることができる。ここで言うお盆休みの期間は地域毎の風習に準ずる。
- 5) 理由の如何に因らず、例会取りやめは 3 回連続までは認められるが、4 回連続以上は認められない。

正当な理由があれば、クラブ理事会の裁量によって、同一週内の別の日、別の時間、別な場所に変更することが可能です。

2007 年規定審議会において採択された制定案 07-11 により、例会の取消に関する規定に「一般に認められた祝日を含む」という文言が追加されました。上記の標準ロータリークラブ定款第 6 条は 2010 年手続要覧からの抜粋であり、2013 年 7 月 1 日現在も記述内容に変更はありません。

(文責 丹治正博)